

改正前		改正後					
<p>② 消防冠水</p> <p>③ 消防又は避難に必要な処分</p> <p>(6) 本規程にいう落雷、破裂、爆発及び航空機の墜落、車輛の飛び込み等の損害とは、次のものとする。</p> <p>① 落雷 落雷の衝撃による損害をいい、これに伴う次のような波及事故を含むものとする。 落雷により屋外の変圧器が破損したために、その異常電流によって生じたテレビ等電気器具などの損害</p> <p>② 破裂、爆発 気体又は薬品などの急激な膨張による破裂又は爆発並びに凍結による水道管、水管又はこれに類するものの破裂又は爆発による損害</p> <p>③ 航空機の墜落等 航空機の墜落、航空機からの物体の落下による損害</p> <p>④ 車両の飛び込み等 車両又は積載物の衝突及び接触、不慮の人為的災害によって組合員等が居住する建物に受けた損害をいう。 ただし、次に掲げる損害は、給付対象としない。 ア 故意、過失のいかんを問わず組合員等若しくは、配偶者が所有又は運転する車両と、その積載物による衝突や接触による損害 イ 車両の運行の際に生じた小石、汚水等の飛散による損害。 ウ 積載物の積み下ろし、積み込み中の損害。</p> <p>⑤ 不慮の人為的災害 自然現象を伴うものを除き、次の損害をいう。 ア 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突又は倒壊による損害。ただし、組合員等又はその生計を一にする親族及びこれらの者と当該事故発生にかかわった者の加害行為による損害を除く イ 同一の建物の他人の居室で生じた不測かつ突発的な事故に伴う漏水、放水又は溢水による水ぬれ損害 ウ 給排水設備に生じた不測かつ突発的な事故に伴う漏水、放水又は溢水による水ぬれ損害。ただし、共済の目的に存在する欠陥又は腐食、さびかび、虫害その他の自然の消耗等に起因する損害を除く エ その他突発的な第三者の直接加害行為によって生じた損害で、損害額が5万円以上のもの。ただし、組合員等又はその生計を一にする親族及びこれらの者と当該事故の発生にかかわった者の直接加害行為による損害を除く</p> <p>(7) 本規程にいう自然災害とは、暴風雨、旋風、突風、台風、高潮、高波、洪水、長雨、豪雨、雪崩、降雪、降ひょう、土砂崩れ、地割れ、断層、地すべり、地震、津波、火山の噴火又は爆発などの自然現象により建物に損害を受けた場合をいう。ただし、自然災害に伴って生じた火災は、自然災害による損害とみなす。</p> <p>(8) 本規程にいう同居親族の死亡とは、すべての住宅災害によって組合員等と同居する親族が死亡した場合をいう。</p> <p>(9) 火災等による損害事故の認定基準は、次によるものとする。</p> <p>① 全焼・全壊 建物の70%以上を焼破損した場合をいい、焼破損の程度はそれに満たないが、残存部分に補修を加えてもなお使用できない場合を含む</p> <p>② 半焼・半壊 建物の焼破損の程度が、全焼、全壊のそれに満たないが、建物の20%以上を焼破損した場合</p> <p>③ 一部焼・一部損壊 建物の20%未満を焼破損した場合及び家財のみの損害でそれぞれ2,000円を超える損害をいう。</p> <p>④ 消防破壊 建物が消防作業の必要上から破壊されたものとする。</p> <p>⑤ 消防冠水 消防作業の放水によって建物の20%未満を冠水汚損した場合及び家財のみ損害で、2,000円を超える損害をいう。</p> <p>⑥ 消防又は避難の必要な処分 避難のための処分としての破壊作業及び家財の搬出の際に生じた損害とする。</p> <p>(10) 自然災害による損害の認定基準は、次によるものとする。</p> <p>① 全壊・流失・全焼 建物の70%以上を損壊(焼破損)し、又は流失した場合をいい、損害の程度はそれに満たないが、残存部分に補修を加えてもなお使用できない場合を含むものとし、次の基準による。 ア 住宅の傾斜が7度以上の場合 イ 住宅の全般的損壊が床面積の60%以上の場合 ウ 柱の折損破損(割れ)が40%以上の場合 エ 主要構造部分(土台、柱、梁、桁、胴差)の損壊が30%以上に及</p>		<p style="text-align: center;">総合共済規程細則改正内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>岩手県職員労働組合総合共済規程細則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 規程第7条第1項第3号にいう集団とは10名以上をいい、同一の行程(同一の自動車又は電車、船、飛行機)の旅行とし、かつ旅行日程が2泊以上の場合で総距離が200km以上の場合とする。</p> <p>第4条 規程第9条第2項に定める認定基準は、次のとおりとする。</p> <p>2 死亡事故等認定基準本規程にいう死亡とは、病死、自然死、自殺及び事故死(殉職、その他の不慮の事故死を含む)並びに失踪宣言のあったときをいう。ただし、失踪又は行方不明中の組合員及び準組合員甲、若しくは規程第14条第1項第2号ただし書に規定する準組合員乙については、中央執行委員会がその組合員資格の喪失を決定し、運営審議委員会が死亡に準ずると認めたものを総称していうものとし、次の死亡事故に対し共済金を給付する。</p> <p>(1) 組合員及び準組合員甲</p> <p>① 本人</p> <p>② 配偶者(婚姻の届出はしていないが、同居し事実上婚姻関係にある場合を含む。)</p> <p>③ 親</p> <p>ア 自然血族の実父母 イ 民法第800条により縁組の届け出をした養父母 ウ 実父母又は、養父母が離婚又は死亡によって再婚した継親</p> <p>④ 子</p> <p>本人と生計を一にしている子で次に掲げる者</p> <p>ア 自然血族の実子 イ 民法第800条により縁組の届け出をした子(養子) ウ 配偶者の子であって養子縁組はしていないが、事実上親子関係と同様の事情にある子(継子) エ 前記アからウの子の配偶者(養子)</p> <p>オ 生計を一にするとは、所得税法基本通達第2-47号の解釈による。 カ 死産又は早産の場合は、妊娠7ヵ月以上であれば子の死亡とし、双生児であれば死亡2件として取り扱う。</p> <p>(2) 準組合員乙。前号の規定を準用する。ただし、前号③及び④の規定は、規程第14条第1項第4号ただし書に該当する準組合員乙に限り適用する。</p> <p>3 住宅災害事故認定基準</p> <p>(1) 本規程にいう住宅災害とは、地震、津波、噴火を除き原因のいかんを問わず、組合員及び準組合員(以下、「組合員等」という。)が居住し、生活の本拠としている建物又は動産が受けた災害及び自然災害により組合員等が居住し、生活の本拠としている建物を受けた災害並びに、すべての住宅災害によって親族が死亡した場合をいい、自家、借家を問わない。 ただし、動産のみの災害については、一部焼、一部損壊、消防冠水の共済金の額の範囲内で実損額を支払う。</p> <p>(2) 組合員等が単身赴任の場合は、原則として家族が居住している建物を生活の本拠とする。 ただし、特に申し出により赴任地の居住場所を生活の本拠とすることできる。</p> <p>(3) 組合員等の生活の本拠が、組合員カードに記載のものと異なる場合、規程第7条第2項第2号の規定により確定した住所をもって、生活の本拠とする。</p> <p>(4) 次のものは、生活の本拠として取扱わず、給付対象としない。</p> <p>① 建物に附属する門、塀、垣その他工作物 ② 物置、納屋その他の附属建物 ③ 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるもの ④ 貴金属、宝石、宝玉及び貴重品並びに美術品たる書画、彫刻物その他の物 ⑤ 稿本、設計図、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿その他これらに準ずる物 ⑥ 営業用の商品、半製品、原材料、器具備品、設備その他の物 ⑦ 自動車 ⑧ 家畜、家きんその他これらに準ずる物</p> <p>(5) 本規程にいう火災とは、人の意図に反し又は、放火により発生し、若しくは人の意図に反して拡大し、消火の必要のある燃焼現象をいい、次の原因による事故も含む。</p> <p>① 消防破壊</p> </td> <td> <p>岩手県職員労働組合総合共済規程細則(案)</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 削除</p> <p>第4条 規程第9条第2項に定める認定基準は次のとおりとする。</p> <p>2 別表第1に掲げる給付内容のうち、次の科目にあっては、自治労共済総合(慶弔)共済事業基準規約に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 死亡弔慰金 (2) 住宅災害見舞金 (3) 結婚祝金 (4) 重度障害見舞金 (5) 退職見舞金のうち自治労総合(慶弔)共済基本型からの給付にかかるもの</p> <p>2 削除</p> <p>(1) 削除</p> <p>(2) 削除</p> <p>3 削除 (1)～(13) 削除</p> </td> </tr> </tbody> </table>		改正前	改正後	<p>岩手県職員労働組合総合共済規程細則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 規程第7条第1項第3号にいう集団とは10名以上をいい、同一の行程(同一の自動車又は電車、船、飛行機)の旅行とし、かつ旅行日程が2泊以上の場合で総距離が200km以上の場合とする。</p> <p>第4条 規程第9条第2項に定める認定基準は、次のとおりとする。</p> <p>2 死亡事故等認定基準本規程にいう死亡とは、病死、自然死、自殺及び事故死(殉職、その他の不慮の事故死を含む)並びに失踪宣言のあったときをいう。ただし、失踪又は行方不明中の組合員及び準組合員甲、若しくは規程第14条第1項第2号ただし書に規定する準組合員乙については、中央執行委員会がその組合員資格の喪失を決定し、運営審議委員会が死亡に準ずると認めたものを総称していうものとし、次の死亡事故に対し共済金を給付する。</p> <p>(1) 組合員及び準組合員甲</p> <p>① 本人</p> <p>② 配偶者(婚姻の届出はしていないが、同居し事実上婚姻関係にある場合を含む。)</p> <p>③ 親</p> <p>ア 自然血族の実父母 イ 民法第800条により縁組の届け出をした養父母 ウ 実父母又は、養父母が離婚又は死亡によって再婚した継親</p> <p>④ 子</p> <p>本人と生計を一にしている子で次に掲げる者</p> <p>ア 自然血族の実子 イ 民法第800条により縁組の届け出をした子(養子) ウ 配偶者の子であって養子縁組はしていないが、事実上親子関係と同様の事情にある子(継子) エ 前記アからウの子の配偶者(養子)</p> <p>オ 生計を一にするとは、所得税法基本通達第2-47号の解釈による。 カ 死産又は早産の場合は、妊娠7ヵ月以上であれば子の死亡とし、双生児であれば死亡2件として取り扱う。</p> <p>(2) 準組合員乙。前号の規定を準用する。ただし、前号③及び④の規定は、規程第14条第1項第4号ただし書に該当する準組合員乙に限り適用する。</p> <p>3 住宅災害事故認定基準</p> <p>(1) 本規程にいう住宅災害とは、地震、津波、噴火を除き原因のいかんを問わず、組合員及び準組合員(以下、「組合員等」という。)が居住し、生活の本拠としている建物又は動産が受けた災害及び自然災害により組合員等が居住し、生活の本拠としている建物を受けた災害並びに、すべての住宅災害によって親族が死亡した場合をいい、自家、借家を問わない。 ただし、動産のみの災害については、一部焼、一部損壊、消防冠水の共済金の額の範囲内で実損額を支払う。</p> <p>(2) 組合員等が単身赴任の場合は、原則として家族が居住している建物を生活の本拠とする。 ただし、特に申し出により赴任地の居住場所を生活の本拠とすることできる。</p> <p>(3) 組合員等の生活の本拠が、組合員カードに記載のものと異なる場合、規程第7条第2項第2号の規定により確定した住所をもって、生活の本拠とする。</p> <p>(4) 次のものは、生活の本拠として取扱わず、給付対象としない。</p> <p>① 建物に附属する門、塀、垣その他工作物 ② 物置、納屋その他の附属建物 ③ 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるもの ④ 貴金属、宝石、宝玉及び貴重品並びに美術品たる書画、彫刻物その他の物 ⑤ 稿本、設計図、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿その他これらに準ずる物 ⑥ 営業用の商品、半製品、原材料、器具備品、設備その他の物 ⑦ 自動車 ⑧ 家畜、家きんその他これらに準ずる物</p> <p>(5) 本規程にいう火災とは、人の意図に反し又は、放火により発生し、若しくは人の意図に反して拡大し、消火の必要のある燃焼現象をいい、次の原因による事故も含む。</p> <p>① 消防破壊</p>	<p>岩手県職員労働組合総合共済規程細則(案)</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 削除</p> <p>第4条 規程第9条第2項に定める認定基準は次のとおりとする。</p> <p>2 別表第1に掲げる給付内容のうち、次の科目にあっては、自治労共済総合(慶弔)共済事業基準規約に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 死亡弔慰金 (2) 住宅災害見舞金 (3) 結婚祝金 (4) 重度障害見舞金 (5) 退職見舞金のうち自治労総合(慶弔)共済基本型からの給付にかかるもの</p> <p>2 削除</p> <p>(1) 削除</p> <p>(2) 削除</p> <p>3 削除 (1)～(13) 削除</p>
改正前	改正後						
<p>岩手県職員労働組合総合共済規程細則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 規程第7条第1項第3号にいう集団とは10名以上をいい、同一の行程(同一の自動車又は電車、船、飛行機)の旅行とし、かつ旅行日程が2泊以上の場合で総距離が200km以上の場合とする。</p> <p>第4条 規程第9条第2項に定める認定基準は、次のとおりとする。</p> <p>2 死亡事故等認定基準本規程にいう死亡とは、病死、自然死、自殺及び事故死(殉職、その他の不慮の事故死を含む)並びに失踪宣言のあったときをいう。ただし、失踪又は行方不明中の組合員及び準組合員甲、若しくは規程第14条第1項第2号ただし書に規定する準組合員乙については、中央執行委員会がその組合員資格の喪失を決定し、運営審議委員会が死亡に準ずると認めたものを総称していうものとし、次の死亡事故に対し共済金を給付する。</p> <p>(1) 組合員及び準組合員甲</p> <p>① 本人</p> <p>② 配偶者(婚姻の届出はしていないが、同居し事実上婚姻関係にある場合を含む。)</p> <p>③ 親</p> <p>ア 自然血族の実父母 イ 民法第800条により縁組の届け出をした養父母 ウ 実父母又は、養父母が離婚又は死亡によって再婚した継親</p> <p>④ 子</p> <p>本人と生計を一にしている子で次に掲げる者</p> <p>ア 自然血族の実子 イ 民法第800条により縁組の届け出をした子(養子) ウ 配偶者の子であって養子縁組はしていないが、事実上親子関係と同様の事情にある子(継子) エ 前記アからウの子の配偶者(養子)</p> <p>オ 生計を一にするとは、所得税法基本通達第2-47号の解釈による。 カ 死産又は早産の場合は、妊娠7ヵ月以上であれば子の死亡とし、双生児であれば死亡2件として取り扱う。</p> <p>(2) 準組合員乙。前号の規定を準用する。ただし、前号③及び④の規定は、規程第14条第1項第4号ただし書に該当する準組合員乙に限り適用する。</p> <p>3 住宅災害事故認定基準</p> <p>(1) 本規程にいう住宅災害とは、地震、津波、噴火を除き原因のいかんを問わず、組合員及び準組合員(以下、「組合員等」という。)が居住し、生活の本拠としている建物又は動産が受けた災害及び自然災害により組合員等が居住し、生活の本拠としている建物を受けた災害並びに、すべての住宅災害によって親族が死亡した場合をいい、自家、借家を問わない。 ただし、動産のみの災害については、一部焼、一部損壊、消防冠水の共済金の額の範囲内で実損額を支払う。</p> <p>(2) 組合員等が単身赴任の場合は、原則として家族が居住している建物を生活の本拠とする。 ただし、特に申し出により赴任地の居住場所を生活の本拠とすることできる。</p> <p>(3) 組合員等の生活の本拠が、組合員カードに記載のものと異なる場合、規程第7条第2項第2号の規定により確定した住所をもって、生活の本拠とする。</p> <p>(4) 次のものは、生活の本拠として取扱わず、給付対象としない。</p> <p>① 建物に附属する門、塀、垣その他工作物 ② 物置、納屋その他の附属建物 ③ 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるもの ④ 貴金属、宝石、宝玉及び貴重品並びに美術品たる書画、彫刻物その他の物 ⑤ 稿本、設計図、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿その他これらに準ずる物 ⑥ 営業用の商品、半製品、原材料、器具備品、設備その他の物 ⑦ 自動車 ⑧ 家畜、家きんその他これらに準ずる物</p> <p>(5) 本規程にいう火災とは、人の意図に反し又は、放火により発生し、若しくは人の意図に反して拡大し、消火の必要のある燃焼現象をいい、次の原因による事故も含む。</p> <p>① 消防破壊</p>	<p>岩手県職員労働組合総合共済規程細則(案)</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 削除</p> <p>第4条 規程第9条第2項に定める認定基準は次のとおりとする。</p> <p>2 別表第1に掲げる給付内容のうち、次の科目にあっては、自治労共済総合(慶弔)共済事業基準規約に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 死亡弔慰金 (2) 住宅災害見舞金 (3) 結婚祝金 (4) 重度障害見舞金 (5) 退職見舞金のうち自治労総合(慶弔)共済基本型からの給付にかかるもの</p> <p>2 削除</p> <p>(1) 削除</p> <p>(2) 削除</p> <p>3 削除 (1)～(13) 削除</p>						

改正前	改正後	改正前	改正後
<p>⑪ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し随時介護を要するもの</p> <p>⑫ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し随時介護を要するもの</p> <p>⑬ 両上肢を腕関節以上で失ったもの</p> <p>⑭ 両下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>⑮ 咀嚼又は言語の機能を廃したものの</p> <p>⑯ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの</p> <p>⑰ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの</p> <p>⑱ その他、運営審議委員会が認めたもの</p> <p>8 準組合員乙に対する健康祝(金品)給付認定基準</p> <p>(1) 本規程にいう健康とは、70歳時における生存をいう。 ただし、準組合員乙である期間中に疾病給付を10万円を超えて受給した者を除く。</p> <p>9 リフレッシュ助成給付 本規程にいうリフレッシュ助成とは、総合共済加入期間が20年以上の組合員及び準組合員甲の健康増進を目的とした給付をいう。 ただし、設定基準日を毎年11月1日及び退職時とし同一人1回限りとする。</p> <p>10 退職餞別金認定基準 組合員又は準組合員が退職(死亡給付の対象となる死亡退職を除く。)により県職労を脱退するときは、掛金を納入した期間に応じ、その掛金の総額に掛金を納入した期間率を乗じて得た額の退職餞別金を給付する。ただし、同一人1回限りとする。</p> <p>(1) 職員(次号で定める任期付職員を除く職員) 一時中断期間又は空白期間がある場合は、その期間を除いて掛金を納入した期間が通算して5年以上の場合。 ただし、一時中断期間中に退職した場合は、給付の対象としない。</p> <p>(2) 任期付職員(「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」(平成14年法律第48号)の規定に基づき任期を定めて採用された職員をいう。)</p> <p>① 一時中断期間又は空白期間がある場合は、その期間を除いて掛金を納入した期間が通算して6ヵ月以上の場合。 ただし、一時中断期間中に退職した場合は、給付の対象としない。</p> <p>② 任期付職員から継続して任期の定めのない一般職に採用された場合は、掛金納入期間を通算し、第1号に規定する職員として給付する。</p> <p>③ 任期付職員から期間を空けて任期の定めのない一般職に採用された場合は、本項ただし書きによらず、新たに第1号に規定する職員としての給付を行う。</p>	<p>(3) 準組合員乙に対する健康祝金(品) 本規程にいう健康とは、70歳時における生存をいう。 ただし、準組合員乙である期間中に疾病給付を10万円を超えて受給した者を除く。</p> <p>(4) リフレッシュ助成 本規程にいうリフレッシュ助成とは、総合共済加入期間が20年以上の組合員及び準組合員甲の健康増進を目的とした給付をいう。 ただし、設定基準日を毎年11月1日及び退職時とし同一人1回限りとする。</p> <p>(5) 退職餞別金 組合員又は準組合員甲が退職(死亡給付の対象となる死亡退職を除く。)により県職労を脱退するときは、掛金を納入した期間に応じ、その掛金の総額に掛金を納入した期間率を乗じて得た額の退職餞別金を給付する。ただし、同一人1回限りとする。</p> <p>① 職員(次号で定める任期付職員を除く職員) 一時中断期間又は空白期間がある場合は、その期間を除いて掛金を納入した期間が通算して3年以上の場合。 ただし、一時中断期間中に退職した場合は、給付の対象としない。</p> <p>② 任期付職員(「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」(平成14年法律第48号)の規定に基づき任期を定めて採用された職員をいう。)</p> <p>ア 一時中断期間又は空白期間がある場合は、その期間を除いて掛金を納入した期間が通算して6ヵ月以上の場合。 ただし、一時中断期間中に退職した場合は、給付の対象としない。</p> <p>イ 任期付職員から継続して任期の定めのない一般職に採用された場合は、掛金納入期間を通算し、第1号に規定する職員として給付する。</p> <p>ウ 任期付職員から期間を空けて任期の定めのない一般職に採用された場合は、本項ただし書きによらず、新たに第1号に規定する職員としての給付を行う。</p>	<p>ぶ場合</p> <p>オ 崖崩れなどの危険により、行政処分により取り壊される場合</p> <p>カ 住宅の沈下及びズレが発生したが、地盤軟弱で建物の一時移動及び杭打機搬入等の作業スペースがない場合</p> <p>② 半壊・半焼 建物の損害の程度が前記アのそれに満たないもので、次の基準による。</p> <p>ア 建物の20%以上を損壊(焼破損)した場合</p> <p>イ 壁の全面積の70%以上が崩落した場合</p> <p>ウ 全屋根部(屋根・小屋組・天井)の50%以上を損壊した場合</p> <p>エ 2ヵ所以上で5cm以上の土台がズレた場合</p> <p>オ 住宅の歪みなどにより大半の建具の開閉が不能になった場合</p> <p>カ 屋根の大半が破損し、その他の箇所が10%以上の場合</p> <p>キ 床上100cm以上浸水した場合</p> <p>ク 地盤沈下などにより全基礎の20%以上の取り壊しを要する場合</p> <p>ケ 崖崩れなどの危険により、行政命令で立退きをする場合</p> <p>③ 一部焼・一部損壊 建物の20%未満を損壊(焼破損)し、損害額が20万円を超える損害をいう。 ただし、床上浸水及び床下への浸水を除く。</p> <p>④ 床上浸水 一階床面部分の50%以上に浸水し、そのため日常生活を営むことができない場合をいい、床面以上に土砂が流入した場合を含む。</p> <p>⑤ 避難特別見舞金 行政の警戒区域・避難勧告区域に指定され、組合員等とその家族が自宅を30日以上離れて避難した場合に給付する。ただし、同一災害での給付は、1回限りとする。</p> <p>(11) 住宅災害死亡の同居親族の範囲</p> <p>① 第3項第8号に規定する同居親族の範囲は、民法上の親族(6親等内の血族、配偶者、3親等以内の姻族)をいう。</p> <p>② 配偶者、親及び子が死亡した場合は、死亡給付金と併給するものとする。</p> <p>(12) 火災の給付にあっては、単身の下宿若しくは自家でない場合は7分の5に減額して給付する。</p> <p>(13) 自家の範囲 自家とは、法的な自己の所有だけでなく、この規程細則に定める配偶者、並びに生計を一にしている親、子の所有であるものを含む。 ただし、同一家屋に2人以上の組合員がいる場合は、上位者以外は7分の5の給付者とする。</p>	<p>3 前項に掲げるもの以外の給付にあっては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 疾病(略)</p> <p>① 疾病見舞金(略)</p> <p>② 準組合員乙に対する療養費の給付(略)</p>
<p>第4条の2 規程第9条第3項に定める福利増進の事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) じちろうマイカー共済及び自治労自動車共済掛金の貸付</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 借入申し込みは、じちろうマイカー共済(自治労自動車共済)掛金借入申込書(様式第5)を提出して行うものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 育児休業等に伴う共済掛金の貸付</p> <p>① 貸付金額は、総合共済、自治労セット共済及び組合員及び準組合員甲が加入する共済組合の掛金合計額の限度内とし、その金額が50万円を超える場合は、50万円以内とする。 ただし、育児休業給(岩手県職員互助会等給付を含む)を支給される組合員及び準組合員甲(規程第3条第1号①及び②に規程する者に限る。)にあっては、その支給される金額は、貸付金の対象としない。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 借入申し込みは、育児休業等共済掛金借入申込書(様式第6)を提出して行うものとする。</p> <p>(6) その他の福利増進に係る事業。ただし、事業実施に係る予算を明示して岩手県職員労働組合の大会(以下「大会」という。)又は中央委員会の承認を得るものとし、具体的な実施内容等は運営審議委員会において定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項各号に関する事業の採択は、事業実施に係る予算を明示して大会又は中央委員会の議を得た上で、その範囲内において中央執行委員長が決定する。</p> <p>第5条(略)</p> <p>2 給付の申告は、申告書(様式第7)により行うものとする。</p> <p>3 前項の規定による申告書の提出があった場合は、分会長(準組合員甲(規程第3条第1号②)に規定する者に限る。)にあっては、加入している組合の代表者。以下、第4項及び第6項から第8項において同じ。)の証明等を速やかに審査し、</p>	<p>第4条の2 (略)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) じちろうマイカー共済及び自治労自動車共済掛金の貸付</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 借入申し込みは、じちろうマイカー共済(自治労自動車共済)掛金借入申込書(様式第4)を提出して行うものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 育児休業等に伴う共済掛金の貸付</p> <p>① 貸付金額は、総合共済、自治労セット共済及び組合員及び準組合員甲が加入する共済組合の掛金合計額の限度内とし、その金額が50万円を超える場合は、50万円以内とする。 ただし、育児休業給(岩手県職員互助会等給付を含む)を支給される組合員及び準組合員甲(規程第3条第1号①及び②に規定する者に限る。)にあっては、その支給される金額は、貸付金の対象としない。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 借入申し込みは、育児休業等に伴う共済掛金借入申込書(様式第5)を提出して行うものとする。</p> <p>(6) その他の福利増進に係る事業。ただし、事業実施に係る予算を明示して大会又は中央委員会の承認を得るものとし、具体的な実施内容等は運営審議委員会において定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項各号に関する事業の採択は、生きがい対策事業実施に係る予算を明示して大会又は中央委員会の議を得た上で、その範囲内において中央執行委員長が決定する。</p> <p>第5条(略)</p> <p>2 給付の申告は、申告書(様式第6)により行うものとする。</p> <p>3 前項の規程による申告書は、分会長(規程第3条第1号②)に規定する準組合員甲にあっては、加入している組合の代表者。その他の準組合員甲のうち派遣等による者で分会に属さない場合は、本部担当役員。以下において同じ。)の証明</p>	<p>4 疾病給付認定基準 本規程にいう疾病とは、疾病見舞金と療養費の給付に区分し、その認定基準は健康保険法に規定する療養の給付が行われた場合、共済金を給付する。</p> <p>(1) 疾病見舞金 同一疾病(歯科を除く。)で連続した30日以上入院療養をいう。ただし、無給休職時において、再給付(入院療養を必要としない)できる以外は、同一疾病1回限りとする。</p> <p>(2) 準組合員乙に対する療養費の給付 健康保険法に規定する1ヵ月1件の自己負担金額(一部負担金払戻制度による給付がある者にあっては、当該給付額を差し引いた額とする)から3,000円を控除した額とする。 1ヵ月の最高給付限度額は21,600円、準組合員乙である期間中に給付を受けるのは100万円を限度とする。 ただし、2002年3月診療分までの疾病給付総額は、2分の1として積算する。 なお、健康保険法に規定する1ヵ月1件とは、医療機関別かつ診療科目別かつ入院・外来の別、調剤薬局別を原則とする。</p> <p>5 結婚給付認定基準 本規程にいう結婚とは、組合員又は準組合員甲が法律上の婚姻した場合又は婚姻届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいい、再婚の場合も同様とする。</p> <p>6 出生給付認定基準(略)</p> <p>7 重度障害給付認定基準 本規程による重度障害とは、組合員又は準組合員甲が身体の一部又は、機能に次の障害を永久に残した場合をいう。</p> <p>① 両眼が失明したもの</p> <p>② 咀嚼及び言語の機能を廃したものの</p> <p>③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの</p> <p>④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要するもの</p> <p>⑤ 両上肢を肘関節以上で失ったもの</p> <p>⑥ 両上肢の用を全廃したもの</p> <p>⑦ 両下肢を膝関節以上で失ったもの</p> <p>⑧ 両下肢の用を全廃したもの</p> <p>⑨ 1眼が失明し他眼の視力が0.02以下になったもの</p> <p>⑩ 両眼の視力が0.02以下になったもの</p>	<p>5 削除</p> <p>(2) 出生祝金(略)</p> <p>7 削除</p>